

6. 合理的配慮について

1) 合理的配慮とは

学生のみなさんには、学ぶ権利があります。しかし、心身の機能等に何らかの制限や特性がある場合、多くの人が何気なく適応している方法や環境ではうまく学べない状況が生じることがあります。みなさんが平等に教育を受けるにあたって障壁となっている設備・前例・ルール・慣行に対しては、合理的配慮（変更および調整）を求めることができます。これは、障害者権利条約・障害者差別解消法でも認められている権利です。

2) 合理的配慮のできる配慮・支援

どのような配慮・支援ができるかは、障がいや疾患名で決まるのではなく、**個々の学生に応じて調整**されます。希望する配慮内容については、詳しくお聞きしていきますが、すべてが実施できるとは限りません。合理的配慮は、教育の機会均等（どのようにすれば、学ぶことができるか）を目指し、周囲の環境調整を行うものです。結果（単位取得や成績評価）の緩和や保証をするものではありません。

3) 対象者

合理的配慮の対象となる学生は、「身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・その他の心身の機能の障害がある者」（障害者差別解消法 第2条）です。

4) 申請から配慮開始までの流れ

本学では、以下の手続きに従って対応します。申請を希望する学生は、早めに相談してください。（申請が遅くなると、学期内の対応が間に合わない場合があります。）

- ① 配慮を希望する場合は、本学の学生相談室へ連絡してください。
- ② 面談を実施し、現在のご本人の状態・症状や困りごとを具体的にお聞きします。そのうえで、どのような配慮が必要かを一緒に考えていき、文書を作成します。
- ③ 学内会議に提出し、承認されれば各担当教員へ周知します。
- ④ 配慮対応開始後も、学生相談室で面談の機会を設け、継続的にサポートします。

5) 個人情報の取り扱いについて

知り得た個人情報は、帝塚山学院大学プライバシーポリシーに則り適切に管理し、関連部署との連携のみに使用します。情報の共有範囲については、本人と慎重に検討するものとします。

合理的配慮の申請により成績評価や就職活動、その他大学生活に関わる一切のことで不当な差別や不利益を被ることはありません。

6) 相談先

帝塚山学院大学 学生相談室（別館1階 A140、A141）
開室時間：月～金 9：00～17：20 土 9：00～13：00（日祝閉室）
TEL：072-296-1334（内線「375」）
E-mail：gakuso@tezukayama.ac.jp
LINE：お友達登録後、チャットにてやり取りが可能になります。



学生相談室 LINE

7. 相談窓口

本学にはいくつかの相談窓口があります。学生生活を送る中で困ったなと思うこと、気づいたことや改善してもらいたいことがあれば、一人で抱え込まずに、アドバイザー教員や学生課、保健室、学生相談室などいずれの窓口でも結構ですので、まずは相談してみてください。

また、本学では、障がいのある学生の学生生活をサポートする委員会を設置しています。障がいのある学生で大学生活を送る上で大学に知っておいてほしいことや気にかけてほしいことなどがあれば、アドバイザー教員や学生課、保健室、学生相談室などいずれの窓口でも結構ですので、まずは相談するようにしてください。